一般競争入札（使用料率）による自動証明写真機設置事業者募集要項

宇都宮市では，宇都宮市役所本庁舎に自動証明写真機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。」）を以下のとおり募集します。

使用料率の一般競争入札により，設置事業者を決定しますので，入札に参加を希望される方は，この募集要項の各事項及び関係法令等をご承知の上，お申し込みください。

１　設置箇所

施設名	宇都宮市役所本庁舎
所在地	宇都宮市旭１丁目１番５号
設置箇所	１階南玄関内西側（別紙参照）
設置台数	１台
使用面積	３．２３㎡（幅 1900㎜×奥行 1700㎜）※高さ 2,200ｍｍ以内

２　入札参加資格

参加資格を有する者は，次に掲げる要件全てに該当する事業者とします。

⑴　法人であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しない者であること。

⑶　地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第７号までの規定に該当しない者，該当すると認められる者の場合は，当該事実があった日から３年を経過した者であること。

⑷　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。

⑸　栃木県内に本店，支店又は営業所を有するなど故障等によるメンテナンスを即日対応できる業者であること。

⑹　自らが自動証明写真機を設置し，運用する事業を行う資力，能力等を有する者であること。また，これまで，自動証明写真機事業に３年以上の実績を有していること。

⑺　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号から第４号及び第６号，宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条第１号，第３号から第５号及び宇都宮市入札参加停止等措置要領別表第３その他の措置基準の暴力団員関係者と認められないこと。

⑻　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

⑼　国税及び市税に未納がないこと。

⑽　その他本募集要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

３　使用条件等

⑴　使用条件

本件は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項及び宇都宮市財産管理規則（平成１７年規則第１３号）第１５条第１項第６号の規定に基づく目的外使用許可とします。

⑵　設置期間

設置期間は，令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとします（設置及び撤去に要する期間を含みます。）。

⑶　使用料等

①　使用料

使用料は下表の使用料Ⅰと使用料Ⅱを合算した金額とし，市が発行する納入通知書により納入するものとします。

区分	内容
使用料Ⅰ	市が算出した目的外使用料
使用料Ⅱ	自動証明写真機の売上額に入札書に記載された使用料率を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）） ※　最低使用料率は５０％とする。

※　目的外使用料の算出方法

{建物の評価額×8／100×使用面積／建物の延床面積×使用許可日数／365×110／100}　＋　{建物の建築面積に係る土地の評価額×4／100×使用面積／建物の延床面積×使用許可日数／365}

②　電気料及びその他必要経費

自動証明写真機の設置及び撤去に要する経費及び維持管理に係る一切の経費は，設置事業者の負担とします。

また，自動証明写真機の運転に必要な光熱水費等についても，設置事業者の負担とし，使用料とは別に，市が発行する納入通知書により納入するものとします。

なお，電気料については，設置事業者の負担で子メーターを設置し，法律により定められた点検及び取り替えを行うものとし，設置にあたっては，市の指示に従うものとします。

⑷　売上報告書の提出

設置事業者は，設置された自動証明写真機の売上状況を１か月ごとにまとめた売上報告書を，翌月の１５日までに提出するものとします。

また，市が利用状況等について実地調査を行う場合，又は関係資料の提出を求めた場合には，設置事業者は市に協力するものとします。

⑸　自動証明写真機の仕様

①　車椅子等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザイン仕様とし，車椅子に乗ったままで撮影することが可能な機器であること。

②　マイナンバー制度の個人番号カード発行申請機能付きの機種であること。

③　多言語（日本語，英語，中国語，韓国語など）に対応していること。

④　環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み，省エネルギー，省電力など，環境負荷を軽減した自動証明写真機を設置すること。

⑤　自動証明写真機の設置に当たっては，施設の躯体に負担がかからない方法に

より，転倒防止などの安全対策を講じること。

⑥　紙幣・硬貨（千円札，五百円，百円，五十円，十円）による支払いが可能であり，新紙幣にも対応していること。

⑹　維持管理責任

①　自動証明写真機の維持管理は，設置事業者が責任を持って行い，定期的に消耗品及びつり銭の補充，品質管理，売上金回収等を適切に行うこと。

②　自動証明写真機の故障，問合せ及び苦情等については，設置事業者の責任において対応するものとし，設置事業者の名称及び故障時の連絡先を見やすい位置に明記すること。

③　設置期間満了又は契約解除により，自動証明写真機を撤去する場合は，設置事業者の負担のもと原状回復し，市の確認を受けること。

【参考：自動証明写真機の利用状況等】

利用件数	約１９０件／月 （令和３年４月～令和７年１０月までの平均）
使用料Ⅰ（目的外使用料）	約１２６，０００円（令和８年度）
使用料Ⅱ（使用料率）	５７％
電気料	約１，２００円／月 （令和３年４月～令和７年１０月までの平均）

４　入札等のスケジュール等

項目	スケジュール
⑴　募集要項等の公表	令和７年１２月１日（月）
⑵　質問書の受付及び回答	受付：令和７年１２月８日（月）から 令和７年１２月１５日（月）まで 回答：令和７年１２月２２日（月）
⑶　入札参加申込書等の提出	令和７年１２月２３日（火）から 令和８年　１月　７日（水）まで
⑷　入札参加資格の確認	令和８年１月１６日（金）
⑸　入札日時	令和８年１月２１日（水） 令和８年１月３０日（金） （投函の場合は午後５時まで） （郵送の場合は令和８年１月３０日（金）管財課必着）
⑹　開札日時	令和８年１月３０日（金）
⑺　契約の締結	令和８年２月上旬
⑻　自動証明写真機の設置	令和８年４月１日（水）

⑴　募集要項等の配布

配布資料	①一般競争入札（使用料率）による自動証明写真機設置事業者募集要項 ②質問書（様式１） ③入札参加申込書（様式２） ④業務実績表（様式３） ⑤入札書（様式４）
入手方法	宇都宮市のホームページからダウンロードしてください。 （https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/oshirase/1043781.html） ※窓口での配布は行いません。

⑵　質問書の受付及び回答

本入札に関する質疑は，全て質問書によるものとします。質疑がある場合は，次のとおり質問書を提出してください。

提出方法	電子メールにより，管財課のメールアドレスまで送付してください。 管財課メールアドレス：u0401@city.utsunomiya.tochigi.jp ※メールの件名は，【自動証明写真機設置事業者質問書】貴社名　としてください。
回答方法	質問に対する回答は，一括して質問回答書としてとりまとめ，市ホームページ（https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/oshirase/1043781.html）において公表します。なお，質問回答書は，本募集要項の追加又は修正として，募集要項と同様に扱います。

⑶　入札参加申込書等の提出

提出先	〒３２０－８５４０ 宇都宮市旭１丁目１番５号 宇都宮市役所　理財部　管財課　管理グループ
提出方法	持参又は郵送（入札参加申込期限必着）
提出書類	１　入札参加申込書（様式２） ・　設置事業者の概要（企業理念，創業年月日，従業員数，資本金，事業内容）がわかる会社概要等のパンフレットを添付してください。 ①　商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの） ②　印鑑登録証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの） ③　決算書（最新のもの） ④　納税証明書 ・　法人税，消費税及び地方消費税：「その３の３」 「その３の３　「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」 ・　法人事業税，法人県民税　※栃木県内に事業所等がある場合 ・　市税の完納証明書　※宇都宮市内に事業所等がある場合

	２　業務実績表（様式３） 　国又は地方公共団体の施設での実績を優先に，過去３年以内のものを記載してください。複数の実績がある場合には，３件まで記載してください。 ※　契約書等の写し（契約者名，契約期間及び事業の内容がわかる部分のみ）を添付してください。 ３　設置を希望する自動証明写真機のカタログ

⑷　入札参加資格の確認

上記⑶の提出書類により，入札参加資格の有無を確認し，申込者あてに結果をメールで通知します。なお，当該結果の通知後であっても，不正等が判明した場合には，入札参加資格を取り消します。

⑸　入札及び開札

必要書類	入札書（様式４）
入札方法	・　入札は，投函方式により実施します。 ・　入札書（様式４）に，使用期間中の毎月の自動証明写真機の売上額に対する使用料率を少数点以下第１位まで記載してください（最低使用料率は５０％とする。）。 ・　入札書は，封筒に入れて密封し，所在地，名称及び代表者名を封筒に表記してください。 ・　入札参加者が１者である場合においても，原則，入札を執行します。 ※　不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき，又は災害その他やむを得ない理由があるときは，入札を中止し，延期することがあります。
入札保証金	免除とします。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とします。 ・　入札について不正の行為があったとき。 ・　入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき，又は入札書に記名押印がないとき。 ・　入札書を２通以上提出したとき。 ・　受任者が他の代理を兼ね，又は２以上の者の代理をしたとき。 ・　使用料率の記載が不明瞭で判別しがたいとき。（使用料率の訂正は認められません。） ・　その他この規則で定める事項又は別に定める事項に違反したとき。
落札者の決定	・　使用料率が最も高い率をもって入札した者を落札者とします。 ・　最も高い率で入札した者が２者以上あるときは，後日，日時を決定後来庁により，くじ引きで落札者を決定します。 ・　落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

	・　なお，最も高い率をもって入札した者が辞退した場合には，次の者を落札者とします。再度入札は実施しません。
入札結果の公表	開札の結果，落札者があるときは，その者の名称及び使用料率の割合を，落札者がないときは，その旨を入札者にお知らせます。

⑹　設置契約の締結

・　落札者は，設置契約書により，落札決定日から７日以内（落札決定日は含まない。）に，宇都宮市と契約を締結します。

・　正当な理由なくして，指定の期日までに契約を締結しない場合は，契約を締結しないものとみなし，落札は無効となります。

・　契約の締結及び履行に関する費用は，全て落札者の負担とします。

・　契約は，入札参加者名義で行います。

5　設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは，設置事業者としての決定を取り消します。

⑴　提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

⑵　落札の決定から契約締結までの間に，資金事情の変化等により，業務の履行が困難であると市が判断したとき。

⑶　著しく社会的信用を損なう行為等により，設置事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。

⑷　設置事業者が，参加資格要件に適合しなくなったとき。

6　その他

・　提出された入札参加申込書等は返却しません。

・　本要項に記載のない事項については，落札後に協議します。

7　問い合わせ先

宇都宮市理財部・管財課・管理グループ

住　所：〒３２０－８５４０　栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号

電　話：０２８－６３２－２１４５

E-mail：u0401@city.utsunomiya.tochigi.jp